

定価(消費税込)一箇年 一六八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第二十四号

平成二十二年
三月三十一日

水曜日

目次

規則

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第二十三号

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号及び第三条第一項第三号中「、副徴収部長」を削る。

第五十条中「附則第十二条の二の四第四項」を「附則第十二条の二の七第四項」に改める。

第五十二条中「附則第十二条の二の四第二項」を「附則第十二条の二の七第二項」に改める。

第三十四号様式(その一)を次のように改める。

(その1)

納 税 証 明 書

納 税 者 等

次のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 印

住 所
(所在地)
氏 名
(名称)

税 目

第 号

※	納付 (納入) すべき税額 円	納付 (納入) 済税額 円	未 納 税 額 円	法定納期限等	摘 要
その他					

備考 ※印箇所は、法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税にあつては「事業年度」とし、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税にあつては「課税対象年月」とし、個人事業税にあつては「所得年」とし、不動産取得税、自動車税、釧区税、固定資産税、自動車取得税及び狩猟税にあつては「課税対象年度」とする。

第三十四号様式(その二)中「の申請のため」や「又は構造等変更検査に必要なため」に改め、同様式(その三)中「継続検査」や「継続検査・構造等変更検査」に於て、同様式の次に次の様式を加える。

(その4)

自動車税納税証明書

(継続検査・構造等変更検査用)

年度

登録番号	
車台番号	

有効期限 年 月 日

上記の自動車に係る自動車税は滞納がないことを証明します。

年 月 日

山梨県総合県税事務所長

印

第九十三号様式の中「附則第12条の2の4第4項」を「附則第12条の2の7第4項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県税条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の山梨県税条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番